

第二管区海上保安本部公示第 29 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 5 年 9 月 14 日

第二管区海上保安本部長

山 戸 義 勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

岩手県沿岸広域振興局長

岩手県宮古市五月町 1 番 20 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 宮古市田老字和野地先ほか（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和 5 年 9 月 22 日から

令和 5 年 10 月 20 日までの内 24 日間

3 水路測量の実施方法

G P S による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

測量船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚

調査区域（宮古市田老字和野地先ほか）

